

幼児2人同乗用自転車購入費 補助金の申込受付中です

補助金の交付申請をしようとする人は、購入前に事前申し込みをしてください。

申請できる人(すべてに当てはまる人が対象)＝

- ①購入時および申請時に同一世帯において、1歳以上で小学校の就学の始期に達するまでの子ども2人以上を養育している人(小学校就学の始期に達するまでとは、小学校入学前の3月31日までをいいます。)
- ②購入時および申請時に市内に住所を有し、現に居住している人
- ③安全基準に適合した幼児2人同乗用自転車を生使用目的で購入する人
- ④世帯の中に市税を滞納している人がいないこと
- ⑤本人または同一の世帯の人が、この補助金の交付を受けていない人

補助対象とする自転車(すべてに当てはまる自転車が該当)＝

- ①幼児2人同乗用自転車安全基準に適合したBAA(社団法人自転車協会認証)マークおよび幼児2人同乗基準適合車マークが貼付されているもの
- ②市内の自転車販売店等で新車として購入するもの
- ③防犯登録がされているもの

※TSマーク付帯保険等、自転車損害賠償責任保険等の加入がされていること。

補助対象経費＝安全基準適合幼児2人同乗用自転車と同時購入する幼児用座席・幼児用ヘルメット購入費

補助金額＝補助対象経費合計の2分の1に相当する額(ただし、40,000円が限度)

問合せ＝交通防犯対策課 防犯交通係(内線625)

在宅障害者交通費補助金の 申請受付について

障害者の就労支援のため、事業所への通所にかかる交通費(年4回のうち今回は4～6月分)を補助します。

対象＝下記①～③の全てにあてはまる人

- ①市内に住所を有している人
- ②身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳のいずれかを所有している人
- ③障害者総合支援法に基づく事業所で生産活動を行い工賃を支給されている人

※生活保護受給者で、生活保護法により移送費を受けることができる人は対象になりません。

補助内容＝事業所の通所時に公共交通機関(電車・バスに限る)を利用した場合の交通費の2分の1とし、上限額は1か月あたり1万円となります

申請書配布期間＝6月19日(水)～7月10日(水)

申請書受付期間＝7月3日(水)～7月17日(水)

申込・問合せ＝土・日曜、祝日を除く9時～17時に社会福祉協議会 福祉課(☎53-6531・☎55-0986)へ

ひとり親家庭等医療費 受給資格証の更新について

6月上旬にひとり親家庭等医療費受給資格証をお持ちのすべての人に、更新のための書類を送付しています。

現在お持ちの受給資格証の有効期限は7月31日(水)までです。

8月以降も資格要件を満たす人で、引き続き医療費の助成を希望される場合は、お早めに更新手続きを行ってください。

※なお、ひとり親家庭等医療費助成には所得による支給制限があります。ご本人および扶養義務者の令和5年中の所得が一定の基準を超えると、医療費助成が一定期間停止されます。

※更新の書類が届いていない場合は、下記まで連絡してください。

問合せ＝子育て支援課 給付係(内線529)

心身障害者医療費 受給資格証の更新について

6月上旬に、心身障害者医療費受給資格証をお持ちのすべての人に、更新のための書類を送付しています。

現在お持ちの受給資格証の有効期限は、7月31日(水)までです。

8月以降も引き続き医療費の助成を希望される場合は、お早めに更新手続きをおこなってください。

※心身障害者医療費助成の対象者で、後期高齢者保険にご加入の人は受給資格証がないので、更新手続きの必要はありません。

※精神障害者医療費受給資格証をお持ちの人は、更新手続きは不要です。詳細につきましては障害福祉課(内線535・540)までお問い合わせください。

※更新の書類が届いていない場合は、下記まで連絡してください。

※更新手続きのない場合、資格喪失となることがありますのでご注意ください。

問合せ＝保険年金課 医療係(内線327・328)

単独浄化槽清掃の申し込みは お早めに

6・7・8月の単独浄化槽の清掃予約は大変混み合います。希望の日程に予約できない場合がありますので、申し込みは早めをお願いします。

申込・問合せ＝衛生センター(☎56-2279)